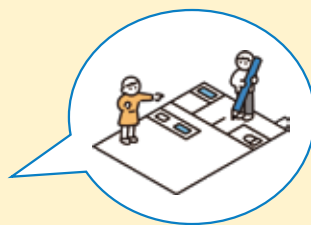


住宅の所有者、共同住宅等の管理組合の皆様へ 東京都既存住宅省エネ改修促進事業の御案内

既存住宅の **省エネ診断・省エネ設計に補助金が出ます！**



現在の省エネ性能を知る
ための「**省エネ診断**」



省エネ改修のための
「**省エネ設計**」

本事業活用のポイント

1 家計に優しく、快適で健康的な省エネ住宅の実現へ！

省エネ住宅^{*}は以下のメリットがあります。

✓ 光熱費の削減になる ✓ 室内が快適になる ✓ 家族の健康を守る

省エネ診断・省エネ設計を行うことで、既存住宅の省エネ性能を把握した上での効果的な省エネ改修につなげることが可能になります。

※省エネ住宅とは、高断熱・高気密に作られ、エネルギー消費量を抑える設備を備えた住宅のことです。

2 柔軟な活用が可能！

省エネ診断・省エネ設計、それぞれに対して活用できます。

省エネ改修工事の工事監理に係る費用についても、省エネ設計の補助対象となります。

また、省エネ診断・省エネ設計を行った後、省エネ改修を実施する際には、都・国等が実施する他の補助事業を活用いただくことができます。

3 BELS取得に係る費用も対象！

BELS^{*}取得により、将来の賃貸借や売買時に、省エネ性能の客観的な提示が可能です。

※BELSは、建築物の省エネ性能を表示する第三者認証制度で、登録BELS評価機関で取得できます。省エネ診断では改修前、省エネ設計では改修後のBELS取得費用が**補助対象**です。

4 マンション大規模修繕計画時の活用が可能！

マンション大規模修繕計画時の省エネ診断・省エネ設計にも活用できます。

交付申請期間

令和6年5月22日(水) から令和7年1月17日(金) まで

- 予算に達した時点で申込の受付を終了します。
- 完了実績報告書は令和7年3月17日(必着)までに御提出ください。
- 契約は交付決定通知後に行ってください。
- 補助対象事業が複数年度にわたる場合は、初年度の補助申請時に複数年度併せた計画の申請が必要です。



補助対象事業

- **省エネ診断**（対象経費：省エネ診断に係る費用、BELS取得費用等）
- **省エネ設計**（対象経費：省エネ改修のために必要な調査、設計、計画に係る費用、本補助金の交付を受けて行う省エネ設計等の計画実現のための工事監理に係る費用等）

※マンションの共有部のみの省エネ診断・省エネ設計については補助対象外です。

補助対象者

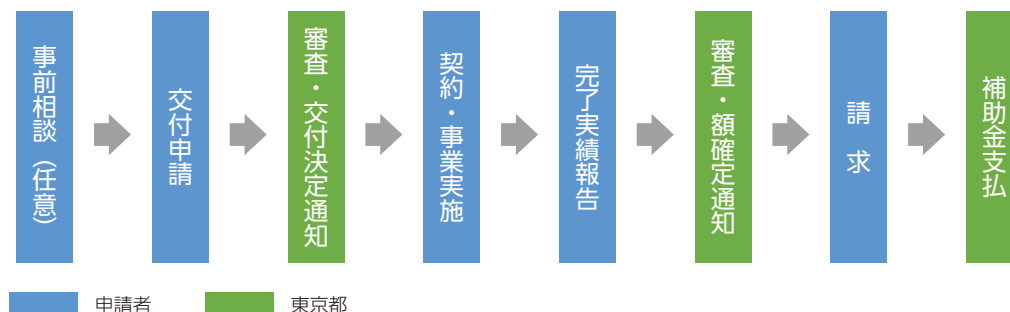
- **住宅※の所有者**
- **共同住宅等の管理組合**

※一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、下宿又は寄宿舍

補助率・上限額

区分		補助率	上限額
省エネ診断		2/3	170,000 円／戸
省エネ設計	省エネ基準適合	2/5	180,000 円／戸
	ZEH水準適合	4/5	360,000 円／戸

申請手続の流れ



（注意）

省エネ診断・省エネ設計について本補助金を活用する場合、省エネ診断・省エネ設計に係る費用について、本補助金以外に都若しくは国から交付される補助金又は区市町村から交付される補助金等（原資に都費・国費を含むものに限り）を受けることはできません。

■お問合せ先・申請先

東京都住宅政策本部 民間住宅部 計画課 脱炭素化施策推進担当
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第2本庁舎13階中央
メール：S1090501@section.metro.tokyo.jp
電話：03-5320-5459

※詳細は東京都住宅政策本部HPを御覧ください。「東京都既存住宅省エネ改修促進事業」で検索

https://www.juutakuseisaku.metro.tokyo.lg.jp/juutaku_seisaku/shouene.html

